

12月25日

議会運営検討協議会

1 検討課題の協議

(1) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

決算審査に関する見直し案等に基づき協議を行い、分科会の出席理事者や発言通告、総括質疑の開催日数、出席理事者等について確認を行い、意見の一致に至らなかった事項については、次回引き続き協議することとなった。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回配付した決算審査に関する見直し案に基づき、協議を進めていきたい。まず、分科会関係の（1）の開催日数について協議を行う。

公明党提案の案3では、総務分科会を初日と4日目に設定しているが、どのような考えからこのような設定にしたのか確認したい。

○浜田委員 初日から2分科会を同時に開催することも考えたが、そうすると総務分科会は初日と3日目の開催となり、他の分科会が中2日での開催となるのに対し、総務分科会のみ中1日になってしまう。総務分科会を単独の開催とすると、すべての分科会を中2日での開催とすることができる。

また、総務分科会では、教育委員会関係の審査に当たって、こども本部の職員への出席を求めることも想定されるため、総務分科会と市民分科会を同時開催することを避けるべきである。以上の理由から、このような開催方法がよいと考えたものである。

○松原委員 ただいまの公明党案では、審査日を各分科会ともに2日間と設定している。実際に審査してみなければ分からないことではあるが、時間的に余裕がありすぎるとも考えられるので、2日ではなく1日で審査することがよいと考えており、その点から案2がよいと考える。

○月本委員 分科会の開催方法は、公明党案を軸に検討したいと考えている。分科会の開催日数や、同時に開催する分科会の組み合わせなどの詳細な事項については、引き続き検討していきたい。

○石田（康）座長 浜田委員に確認したいが、仮に分科会委員が持ち時間をすべて使い切らなかった場合は、2日目は開催せず1日で審議を終えることも想定されるのか。それと

も、あくまでも2日間の日数の中で審議を行っていくのか。

○浜田委員 局ごとに審査することを想定しており、理事者の入れ替えも必要と考える。その点を踏まえると、実際の通告の状況にもよるが、例えば、1日目の午前中は総務局、午後は総合企画局、2日目の午前中は財政局、午後は教育委員会といったように、局ごとに審査時間の枠を事前にある程度決めておくことが必要と考えている。

○松原委員 浜田委員の提案は丁寧なものではあるが、1日の審査の中でもできるのではないかと考える。

○浜田委員 そういう意味では、まちづくり委員会のように所管局が2局のみの分科会は、2日目は予備日としてもいいと思う。

○井口委員 団会議でも議論を行ったが、議員の質疑の範囲が狭められてしまうことから分科会方式での審査とすることは認められないという考えである。なお、協議会で議論を進めることは構わない。

確認であるが、出席する分科会は自身が所属している常任委員会に限定されるのか。それとも、常任委員会の所属とは連動せずに、どの分科会に所属してもよいという考えもあるのか。

○石田（康）座長 常任委員会の構成とすることを基本に議論を進めてきたところであるので、分科会の所属について選択制を導入することは難しいと考える。

○浜田委員 井口委員の提案はひとつの考え方と思うが、現状の常任委員会をもととして分科会を構成することとしたほうが、決算審査の見直しを円滑に行うことができると思う。まず、その方向で一度実施をしてみて、その後、再度検討することとしてもよいのではないかと。

○石田（康）座長 各委員から、さまざまな意見が出されたので、（1）の開催日数については、本日はこの程度にさせていただきたい。

次に、（2）の出席理事者についてであるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「常任委員会に準じ、通常、局長以下の職員が出席する。発言通告のない局は出席しない。」ことと確認したいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、（3）の発言時間について協議をお願いしたい。見直し案では1人30分以内としているが、浜田委員から、1人1日20分以内で2日間とし、合計40分の持ち時間の

中で審議することの提案があった。これらの案について各委員の意見を伺いたい。

○月本委員 公明党案を前提に考えると、発言時間の割り振りは分科会が所管する局によっても変わってくると思われるため、1日あたりの発言時間の上限に幅を持たせてもよいと考える。例えば、1日あたりの発言時間の上限を1人25分とすれば、全委員が最大限発言したとしても、午後5時までに審議を終了することができる。

○松原委員 案2の立場から発言するが、20分の発言時間でどのような質疑ができるのか分からない。したがって、現状の30分を上限に、1日で集中的に質疑すべきと考える。

○浜田委員 日数にかかわらず、発言時間には何らかの上限を設けることがよいと考える。仮に、まちづくり分科会において午前中に建設緑政局、午後にまちづくり局の審査を行うこととして、1日で審査を終了する場合は、30分の上限とすることが考えられるが、通告によって審議が2日間となる場合は、合計で40分とすべきである。

○月本委員 2日間それぞれ1人30分の持ち時間でもよいと考えるが、年度によって審議時間が異なることが想定される。1日に2局の審査とした場合、1局あたり10分から15分となってしまう。したがって、審議を深めるという視点からも1日あたり30分を上限として2日間の審査とすることがよいと考える。

○石田（康）座長 本日のところは、意見の集約は難しいと思われるので、発言時間については、この程度にとどめたい。

次に、（4）の区役所予算の審査であるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「市民分科会の市民・子ども局の審査の際に、区役所職員が出席する。発言通告があった場合のみ、区長以下の職員が出席する。」ことと確認したいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、（5）の発言通告であるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「質疑の項目、所管局を通告する。」ことと確認したいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、（6）分科会での採決についてであるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「分科会ごとに分科会審査の最終日に議案別に採決する。」ことと確認したいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、総括質疑関係の協議をお願いしたい。まず、（1）の開催日数であるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「1日開催する。」ことと確認したいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、（2）の出席理事者についてであるが、御意見があればお願いしたい。

○月本委員 総括質疑についても、分科会と同様に発言通告のない理事者は出席する必要はないと考えるが、いかがか。

○沼沢副座長 総括質疑を行う日は、各分科会報告、総括質疑の後に採決を行うこととなるので、理事者のいないところで採決を行うことはあり得ないことから理事者は全員出席するものとする。

○石田（康）座長 事務局に確認したいが、通常はどのような取り扱いとなるか。

○石塚議事課長 副座長から御説明があったとおり、これまでの取り扱いでは、決算の採決が行われる際は、全局長が出席している。

○月本委員 発言通告のない局長を1日拘束せず、総括質疑が終了し、午後の3時休憩後に入室することとしてもよいのではないか。

○沼沢副座長 決算という重要事項に関して総括質疑を行っているので、通告のない局長であっても関連性があるため、すべて出席すべきである。

○石田（康）座長 それでは、月本委員がよろしければ、見直し案のとおり「市長、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、会計管理者、各区長、子ども本部長、監査委員とする。ただし、区長は、発言通告があった場合のみ出席する。分科会ごとに分科会審査の最終日に議案別に採決する。」ことと確認したいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、（3）の発言者であるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「各会派1人ずつ、及び無所属議員」と確認したいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、(4)の発言時間についてであるが、前回の協議会で少数会派への配慮も含めて議論を行った。本日、総括質疑会派別発言時間(案)の資料を配付したが、案1及び案2の比較では、案1では無所属議員が1人5.5分、案2では1人16分となっている。この点も含めて、各委員から御意見を伺いたい。

○松原委員 自分が無所属議員になった場合、5.5分というのは短いと思うが、無所属議員になるとこのような扱いになることを承知の上で選挙で当選してきたのであって、この点は理解していただくしかないのではないか。したがって、会派所属議員数割りによる時間でよいと考える。

○石田(康)座長 例えば、会派均等割りを4分の1から5分の1、会派所属議員数割りを4分の3から5分の4にすることで、無所属議員の時間が減り全体的にバランスが取れるといった考え方もあると思うが、いかがか。

○浜田委員 公明党では、13人の議員がそれぞれ分科会で質疑を行い、その後に総括質疑を行うことから、個人的な見解ではあるが6.5分も必要ないのではないか。無所属議員については、自身が所属していない他の分科会への質疑が可能となり、これまでの審査方法から激変しないことが担保されるのではないかと考える。

○織田委員 総括質疑の発言時間については、原則として会派所属議員数割りでよいと考える。ただし、無所属議員への配慮という視点では、1つの分科会のみでの質疑となってしまうことから総括質疑で発言時間を担保することも必要と考える。一方、案2では、みんなの党が6人で3.7分であるにもかかわらず、無所属議員が1人で16分というのもバランス的にいかなものかとも思う。そういったことから、会派所属議員数割りを基本に考えているが、無所属議員については5.5分にこだわらなくてもよいと考える。

○松原委員 自民党としては、案1と比較して案2ではマイナス10分となり厳しいと考える。果たしてこのバランスでよいのか疑問である。

○月本委員 先ほど座長から提案のあった会派割り5分の1、所属議員数割り5分の4とすると、無所属議員は10分から12分程度になると思われる。しかし、今期の代表質問は会派割り4分の1、所属議員数割り4分の3で実施することとなっているので、案2とするのもよいのではないかと考える。

また、視点を変えて、議選の監査委員2人は質疑ができないことから、所属議員数を60人として算出するのではなく、議員選出の監査委員を除いた58人として算出することも考えられるのではないかと考える。この点は、各会派いろいろな意見があると思うので、

あくまでも一つの考えとして提起したい。

○石田(康)座長 各委員からさまざまな意見が出されたので、総括質疑の発言時間はこの程度にさせていただきたい。

それでは、本日のところはこの程度にとどめ、次回引き続き協議を行うこととしたいがよろしいか。

(異議なし)

○石田(康)座長 それでは、次回引き続き協議を行うこととする。

(2) 請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与

【協議結果】

本件について検討を行い、次回継続して検討することとした。

【主な意見】

○織田委員 会派では、請願・陳情の内容について、請願・陳情提出者、もしくは紹介議員が説明する機会があってもよいのではないかという意見もある。ただし、前提として、請願・陳情の取り扱いに軽重をつけるべきと考えており、請願・陳情の内容説明については、何らかの方法で取り入れた方がよいと思われるが、当然、議員の署名がある請願に重きを置いた扱いとするのがよいと思う。

○浜田委員 他都市では、紹介議員が説明をしている事例があり、一つの方法として採用してもよいのではないかと思う。その場合は、陳情の取り扱いとの違いや、署名議員が複数いる場合は誰が説明を行うか等を協議する必要がある。なお、実施するに当たっては時間制限を設けるのも一つの考え方である。

○松原委員 会派で協議を行ったが、基本的に現状維持でよいとの意見が多く出された。請願に署名するか否かの判断は、会派でその趣旨を十分理解し、団会議で決定した上で署名をしており、不明な点があれば提出者に直接確認するようにしている。そのため、現状維持でも十分であると認識している。

○月本委員 現行でも、参考人制度や紹介議員の説明制度が存在するので、新たな制度をつくらずとも現行制度を活用することで対応できると考える。したがって、これらの現行

制度が活用できることを確認できればよいと考えており、そういった意味では現状維持の考えである。

○井口委員 請願・陳情提出者による意見陳述が必要である場合とは、提出されてから委員会で審査されるまでの間、多少の時間経過がある場合や、多くの添付資料が存在する場合などが考えられる。市民の立場から考えると、請願・陳情文に書き尽くせない思いを、委員会の場で正式に発言する機会を設けることが望ましく、他都市でも必要性を認識して実施していると考えられ、特に実施を拒む理由はないのではないか。

個人的なことであるが、自分が高校生のときに、愛知県議会で請願・陳情を提出し、意見陳述を行った経験があり、そのとき議会が自分の意見を聞いてくれているという実感を得ることができた。そうした経験からも、意見陳述の場を設けることについては、賛成である。川崎市はこれまでも請願・陳情を丁寧に審査しており、意見陳述の場を設けるとすれば、さらに開かれた議会になると思う。

○松原委員 仮に意見陳述を実施する場合、どの程度の時間を設ければ十分な時間といえるのか。

○井口委員 場合によるが、当然、請願・陳情の審査に支障のない範囲で、時間に区切りを設けて行うべきだと思う。

○石田（康）座長 織田委員に確認だが、先ほど請願と陳情で扱いに差をつけるとの発言があったが、請願は意見陳述を行う場を設け、陳情は設けないという意見か。

○織田委員 基本的に請願と陳情の取り扱いは分けるべきと思う。紹介議員の有無からも取り扱いが異なってくることは当然のことと思う。

○月本委員 事務局に確認したいが、過去に委員会の場で紹介議員が請願について説明を求められ、行った事例はあるか。

○石塚議事課長 本市では、過去に行った事例はない。

○月本委員 前回の協議会で参考人招致の前例がほとんどないことも確認したが、現行制度が活用されていない実態がある。これまで活用の必要性が低かったのかもしれないが、現行でも制度が確立されている以上、その運用を改善するなどして、現行制度の積極的な活用を図ればよいと思う。

○浜田委員 現状でもできることが、あまり活用されていないので、これを機会として、紹介議員の委員会での説明を積極的に活用していくのもひとつの考え方と思う。

○井口委員 過去の審査の事例として、委員会の審査後に正副委員長が提出者と面会し意

見を聞くことを前提として、継続審査とすることがあった。意見陳述の制度を設ければ審査に先立って意見を聞くことができるので、こういった場合も円滑に審査を行うことができるようになるのではないかと。現行制度では、どうしても審査をしてから参考人として出席を願うこととなり、迅速な審査という点からも問題があると思う。

○石田（康）座長 現行制度の中で、請願・陳情提出者の意見陳述の場を設ける場合は、参考人制度を活用することになるのか。

○石塚議事課長 他都市での事例では、参考人制度を活用するのではなく、陳述者が自主的に議会まで来庁し、委員会の休憩中に意見陳述を行っている事例が多いと思われる。

○石田（康）座長 参考人として招致した場合は実費弁償が必要となると思うが、極端な例を言うと、北海道や沖縄などの遠方から招致する場合は、それに要する費用を負担しなければならないという理解でよいか。

○石塚議事課長 そのとおりである。

○石田（康）座長 したがって、本件検討課題は、参考人制度によらず、請願・陳情提出者を招いて、意見陳述を行う場を設けるか否かについて協議するものと考えられる。

各委員から意見を伺ったが、方向性が一致していないため、さらに議論する必要があると思われる。したがって、本日の時点で結論を出すのではなく、継続して協議していきたいと思うがよろしいか。

○浜田委員 1点だけ確認したい。他都市では、休憩中に意見陳述を行っている事例があるが、もし本市で休憩中に意見陳述の場を設けた場合どのような方法が考えられるのか。

○石塚議事課長 手法はいろいろとあると思われるが、ひとつの方法としては、審査の際、書記による請願文・陳情文の朗読の後に休憩をとり、その間に意見陳述を行うことが想定される。

○石田（康）座長 ほかになければ、本日はこの程度とさせていただくことでよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、次回引き続き協議を行うこととする。

2 その他

【次回会議日程】

○平成25年1月25日（金）午後2時から開催することに決定した。

午前11時12分閉会